

【新型コロナ】ケベック州の規制強化について

1月6日(水)、ルソー州首相が規制強化について発表したところ、ポイント次のとおりです。

【夜間外出禁止令】

1月9日～2月8日まで、20:00～05:00の外出を禁止。

警察等が取締りを行い、不要不急の外出をした場合、1000～6000ドルの罰金。

※ 夜間外出が認められる例外リスト

雇用者が発行できる証明書式 (*Attestation de l'employeur*) あり

<https://www.quebec.ca/sante/problemes-de-sante/a-z/coronavirus-2019/confinement-du-quebec-covid-19/#c81010>

【商店】(～2月8日まで)

- ・生活必需品を取り扱わない商店は引き続き閉鎖。
- ・スーパー、コンビニ等は営業可。但し19:30閉店(ガソリンスタンドや薬局は例外)。

【企業等】(～2月8日まで)

- ・オフィスワークは在宅勤務(義務付け)を継続。

【学校等】(※ 詳細は1月8日に教育大臣が改めて発表)

- ・小学校は予定どおり1月11日から対面授業を再開。
(マスクは廊下でも着用、5・6年生は教室でも着用を義務付け)
- ・中高校は1月18日から対面授業を再開。
(生徒と教員は政府が1日当たり2枚配布するプロシジャーマスク着用義務付け)

【その他】(～2月8日まで)

- ・アウトドアスポーツは個人技や同居している世帯メンバー間に限り引き続き許可。
- ・宗教行事は葬儀のみ可(10人まで)。
- ・公立図書館は生徒の学習支援のため開放。
- ・65歳以上は州人口の約20%であるがコロナ感染入院者の約80%を占める。 したがって、65歳以上の方の外出と、65歳以上への訪問自粛を要請。

1月9日～2月8日の規制措置詳細 (州政府ウェブサイト)

(仏語) <https://www.quebec.ca/sante/problemes-de-sante/a-z/coronavirus-2019/confinement-du-quebec-covid-19/>

(英語) <https://www.quebec.ca/en/health/health-issues/a-z/2019-coronavirus/confinement-in-quebec/>

以上